

資料 2

令和 4 年度生徒指導上の諸課題に関する状況について（いじめの状況等詳細版）

1 いじめの状況等（公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

(1) いじめを認知した学校数 ※（ ）内は前年度

309校（307）〔小 182（180） 中 87（83） 高 33（34） 特 7（10）〕

(2) 警察に相談・通報した学校数・件数 ※（ ）内は前年度

件数 21件（22）〔小 4（6） 中 12（10） 高 5（5） 特 0（1）〕

(3) いじめの現在の状況

	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中	その他	計
小学校	1,414	539	1	1,954
中学校	755	214	1	970
高等学校	123	61	15	199
特別支援学校	18	9	2	29
計	2,310	823	19	3,152

(4) いじめの認知件数の学年別内訳

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3・4	特	合計
R2	213	191	295	288	222	243	355	184	64	77	54	33	63	2,282
R3	238	252	295	296	403	220	372	255	128	75	67	12	37	2,650
R4	246	271	347	337	410	343	456	333	181	103	63	33	29	3,152

(5) いじめの発見のきっかけ

		学校の教職員等が発見（828件）					学校の教職員以外からの情報により発見（1,822件）							合計
		学級担任 が発見	学級担任 以外の教 職員が発 見	養護教諭 が発見	スクール カウンセ ラー等 の相談員 が発見	アンケー ト調査な ど学校の 取組によ り発見	本人から の訴え	当該児童 生徒の保 護者から の訴え	児童生徒 (本人を 除く)か らの情報	保護者 (本人の 保護者を 除く)か らの情報	地域住民 からの情 報	学校以外 の関係機 関(相談 機関を含 む)から の情報	その他 (匿名に よる投書 など)	
R3	小	248	117	17	5	33	489	516	174	70	5	25	5	1,704
	中	104	140	16	0	38	224	129	74	19	5	5	1	755
	高	5	9	0	1	77	37	10	9	5	0	1	0	154
	特	5	7	0	0	6	13	0	6	0	0	0	0	37
	計	362	273	33	6	154	763	655	263	94	10	31	6	2,650
R4	小	373	151	21	4	15	557	523	240	49	3	13	5	1,954
	中	107	165	36	0	38	305	164	111	21	0	13	10	970
	高	7	2	4	2	77	71	21	11	3	0	1	0	199
	特	4	3	0	0	2	16	2	1	1	0	0	0	29
	計	491	321	61	6	132	949	710	363	74	3	27	15	3,152

(8) いじめの対応状況

① いじめる児童生徒への特別な対応（複数回答）

		リンダ等 の相談員が カウンセラー を行った。	スクールカウンセ ラーがカウンセ ラーの相談	校長、教頭が 指導した。	別室指導した。	学級替えをした。	退学・転学		停学	出席停止	・自宅学習 ・自宅謹慎	訓告	保護者への 報告	謝罪の指導	いじめられた 児童生徒 に対する	関係機関等との連携							合計
							学	その他								警察等との 連携	児童相談所等 の福祉	病院等の医療 機関等	その他の専門 的な関係機 関等との連 携	地域の人材 や団体等 との連携			
R3	小	35	182	40	3	0	1	—	0	—	0	1,394	1,026	9	10	11	18	17	2,746				
	中	19	30	28	0	0	1	—	0	—	0	646	490	13	8	7	3	0	1,245				
	高	7	10	5	0	0	0	23	—	2	5	86	27	6	1	1	1	1	175				
	特	4	0	16	0	0	1	5	—	0	0	27	12	1	2	1	1	0	70				
	計	65	222	89	3	0	3	28	0	2	5	2,153	1,555	29	21	20	23	18	4,236				
R4	小	59	188	8	0	0	0	—	0	—	0	1,605	1,372	4	5	10	11	6	3,268				
	中	27	34	4	0	0	0	—	0	—	0	840	692	25	9	10	9	1	1,651				
	高	8	11	1	0	0	1	11	—	2	5	89	25	4	1	5	1	0	164				
	特	2	0	4	0	0	0	1	—	3	2	23	10	0	2	0	0	0	47				
	計	96	233	17	0	0	1	12	0	5	7	2,557	2,099	33	17	25	21	7	5,130				

② いじめられた児童生徒への特別な対応（複数回答）

		カウンセ ラーがカウンセ ラーの相談	スクールカウンセ ラーがカウンセ ラーの相談	校長、教頭が 指導した。	別室を 提供や常 時教職員 が付く	緊急避難 として欠 席させた。	訪問を 実施し	教職員 等が他 家庭の	学級担 任や	年度途 中に学 級替	会 連 携 し て 対 応 し た。	当該 い じ め に つ き て 、 教 育 委 員 会 と 連 携 し て 対 応 し た。	児童 相 談 所 等 の 連 携 し た。	合計
	中	32	42	2	97	0	60	6	239					
	高	25	3	0	16	0	6	1	51					
	特	4	22	0	0	0	0	3	29					
	計	109	125	3	197	3	182	31	650					
R4	小	68	81	3	130	0	206	18	506					
	中	39	60	2	88	0	65	15	269					
	高	27	10	2	11	0	5	3	58					
	特	1	8	0	0	0	0	2	11					
	計	135	159	7	229	0	276	38	844					

(9) いじめ防止対策推進法について（※令和5年3月31日時点の状況）

① いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

- ・ 島根県は策定済
- ・ 島根県19市町村の状況（単位：市町村）
策定済（19） 策定に向けて検討中（0） 策定するかどうかを検討中（0）
策定しない（0）

② いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数

- ・ 島根県は条例により設置済
- ・ 島根県19市町村の状況（単位：市町村）
条例による設置（17）
条例による設置ではないが、法の趣旨を踏まえた会議体を設置（2）
設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0）
設置しない（0）

③ いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づき、条例により「重大事態」の調査又は再調査を行うための機関を設置しいた自治体数

〈島根県〉

ア 教育委員会の附属機関

島根県は条例により設置済

イ 地方公共団体の長の附属機関（法第30条第2項の附属機関）

島根県は条例により設置済

ウ 地方公共団体の長の附属機関（法第31条第2項の附属機関）

島根県は条例により設置済

〈島根県19市町村の状況（単位：市町村）〉

ア 教育委員会の附属機関

設置済（19） 設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（0）
設置しない（0）

イ 地方公共団体の長の附属機関

設置済（17） 設置に向けて検討中（0） 設置するかどうかを検討中（1）
設置しない（1）